

生活支援サービス事業化モデル事業について

平成18年2月23日
産業経済労働部商工業振興課

1 事業目的

「生活支援サービス」は定まった名称・定義はないが、一般的には「生活スタイルに密着したサービス・製品を、生活者の潜在的な需要を的確に掘り起こして顕在化させることにより、ビジネス展開を図るもの」と説明されている。こうした分野の産業振興が叫ばれる背景・理由としては、少子高齢化等の社会構造の変化、健康・安全に対する意識の高まりなど住民ニーズの多様化により潜在的に様々なビジネス需要が発生していると考えられていることによる。県としては地域経済の活性化と雇用の拡大を目的として当該分野の振興を図っていく予定である。

生活支援産業の例

- ・子育て支援関連サービス ... 各種保育サービス、児童クラブなど
- ・高齢者ケア関連サービス ... 予防介護事業、病院への送迎・予約サービスなど
- ・医療・健康関連サービス ... 医療情報の提供、温泉等を利用した健康ツアーなど
- ・個人・家庭向けサービス ... 家事（掃除等）代行、食関連サービスなど

2 対象者・団体

生活支援サービス業のうち「高齢者ケア」「子育て支援」「健康増進」の3つの分野で創業を予定している個人・団体。

3 事業内容 事業費：2,400千円

県内における当該産業の振興のためのポイントを「サービス需要の掘り起こし・顕在化」と「事業化のためのブラッシュアップ」として、調査に対する助成事業及び専門家によるプランの事業化検討会開催事業を実施する。なお、検討会を経たビジネスプランは、県や（財）あきた企業活性化センターの広告媒体を通じて「骨子」を公表し、広く当該分野で創業を志す者・企業等に役立てていただくこととする。

（1）生活支援サービス事業化モデル調査事業

生活支援サービス分野の創業におけるプラン作成に係る調査費の助成を行う。

補助対象経費 旅費、アルバイト雇用費、調査謝礼、アンケート等の作成・発送費、報告書作成費

補助金額 補助対象となる経費の全額で上限を50万円とする。

当事業で作成したビジネスプランは事業終了後に報告書として提出いただく。

（2）生活支援サービス事業化検討会開催事業

（1）の調査事業に該当した者・団体のビジネスプランに対し、専門家のアドバイスによるブラッシュアップを目的とした事業化検討会を開催する。

検討会メンバー 経営コンサルタント、（財）あきた企業活性化センターのIM等

開催時期・回数 平成19年1月下旬～2月下旬に1～2回程度開催。